

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱

制定 令和2年10月26日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中心市街地及び地域拠点における商店街等の来街者数、売上高等を回復させるため、商店街等の各種団体が実施するにぎわい創出のためのイベント等の実施に係る助成金の交付について必要な事項を定めることにより、商店街等の商業機能、コミュニティ機能の回復を促進し、もって本市商業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、商業の振興を目的として組織された団体であって、市内に事務所又は事業所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 近接している複数の商業者で組織された団体又はその集合体
- (2) 熊本商工会議所及び各商工会
- (3) 商業者で設立した事業協同組合及び協業組合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象団体としない。

- (1) 市税に滞納がある団体
- (2) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、対象団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しながら実施する、当該商店街等におけるイベントその他の事業であって、本市商業の振興及び地域の活性化を図るものとして市長が適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

- (1) 同一年度中にこの要綱による助成を受けた場合
- (2) 第2条第1項各号に掲げる団体が助成金を受け、当該団体を含む集合体が申請を行う場合

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象事業費」という。）は、別表の中欄に掲げるものとし、助成の額の算定方法は、助成対象事業費に同表の左欄に掲げる助成率を乗じて得た額（同表の右欄に掲げる額を限度とする。）とする。

2 助成対象事業の実施にあたり対象団体が収入を得る場合は、前項の規定により算定した額から当該収入額を差し引くこととする。

3 助成の額は、前2項の規定により算出した額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が決定する。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、公募開始日の属する年度の11月1日から3月31日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象団体は、市長が指定する期日までに、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

(認定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、助成対象事業として適当と認めるときは、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の認定を受けた団体（以下「認定団体等」という。）は、助成事業を実施する前に、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付申請書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

2 前条の規定にかかわらず、第7条の規定による認定を受けたものが当該認定前に熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付申請前着手届（様式第3号の2）を提出していた場合において、助成金交付申請前に事業に着手することについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、当該認定を受けたものは、事業の実施後であつ

でも前条の申請をすることができる。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者（以下「助成団体」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(計画の中止又は変更)

第10条 前条の通知を受けた助成団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに熊本市商店街等にぎわい創出支援事業中止・変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業の助成対象額が変更される場合であって、助成額の減額が必要と見込まれるとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付の取消又は変更)

第11条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条の決定について取り消し、又は変更し、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付取消・変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定を受けた助成団体は、助成事業の完了後、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業完了実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付確定通知書（様式第8号）により助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条に規定する通知書を受けた助成団体は、速やかに熊本市商店街等にぎわい創出事業助成金支払請求書（様式第9号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(助成金の概算交付)

第15条 前条の規定にかかわらず、助成事業の遂行上必要があると認められる場合は、助成事業の完了前に概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする助成団体は、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金概算交付申請書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。
- 3 前項の規定による助成金概算交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の概算交付を決定し、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金概算交付決定通知書（様式第11号）により助成団体に通知するものとする。
- 4 前項に規定する通知書を受けた助成団体は、速やかに熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金概算支払請求書（様式第12号）を市長に提出し、助成金の概算交付を受けるものとする。
- 5 概算額の交付を受けた助成団体は、第13条の規定により確定された助成金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないこととする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 助成金を使用する以前に助成金を受けた団体が解散したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年10月26日から適用する。

別表（第4条関係）

助成率	対象経費	限度額
10/10以内	謝金、旅費、賃借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、外注費、雑役務費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの	1,000千円

備考

- 1 対象経費欄に掲げる経費は、次の各号に掲げるものを除く。
 - (1) 助成対象期間より前に発注、購入、契約を行ったものに係る経費
 - (2) 資産計上が必要となる経費（施設・設備の改修、ソフトウェア開発等）
 - (3) 来賓等に対する謝礼
 - (4) 飲食費、食材費
 - (5) その他市長が不相当と認めるもの

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
認定申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者
印

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の直近2期の決算書類、直近の構成員名簿等
- (5) 市税滞納有無調査承諾書（※法人のみ）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
認定通知書

発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった事業について、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第7条の規定により審査した結果、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付予定額 円
- 5 その他 今回の認定は、先に提出のあった事業計画書及び事業収支予算書等に基づく内定であり、事業内容や予算に変更等があった場合は、助成金の額を減じ、又は助成の内定を取り消すことがある。

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者
印

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該助成金の交付を受けた際は、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守することに同意します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
- 2 助成対象事業費 円
- 3 交付を受けようとする助成金の額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

○申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

当団体及び当団体の代表者、役員等は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件助成金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、別紙の役員名簿に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、当団体の責任により当該個人の同意を得ています。

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金交付申請前着手届

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者
印

年 月 日付けで熊本市商店街等にぎわい創出支援事業認定申請書を提出した事業について、下記条件を了承の上、助成金申請前に着手したいので、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 認定申請書を提出した事業の審査結果に異議がないこと。
- 2 当該事業について、着手から助成金交付決定を受けるまでの間に計画変更をしないこと

助成事業の名称

着 手 日 年 月 日

申請前着手の理由

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金交付決定通知書

商金発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

年 月 日付で申請のあった 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金について、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
- 2 助成対象事業費 円
- 3 助成金交付決定額 円
- 4 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承諾を受けなければならないこととする（軽微な変更についてはこの限りではない）。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならないこととする。
 - (4) 助成事業終了後30日以内に事業完了実績報告書に必要な書類を添付して市長に報告しなければならないこととする。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守しなければならないこととする。
- 6 助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取消し、若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 7 この助成金については、別に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- 8 この助成金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
中止・変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者
印

年 月 日付、商金発第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、計画を中止・変更するため、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
助成団体にて中止・変更を決定したことを証する書類（議事録等）
- 5 （その他）

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金交付取消・変更通知書

商金発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付け商金発第 号で通知した 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金については、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第11条の規定により下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
- 2 助成対象事業費 円
- 3 助成金 円
- 4 取消・変更の理由

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
完了実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
届出者 団体名
代表者

印

年 月 日付、商金発第 号で助成金の交付決定を受けた事業が完了したので、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業

2 添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 提出領収書内容一覧表
- (4) 支払領収書（写し）
- (5) 助成金交付決定通知書の写し
- (6) 写真、印刷物、契約書等（写し）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金交付確定通知書

商金発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付け商金発第 号で通知した 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金については、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第13条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
- 2 助成対象事業費 円
- 3 助成金 円

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金支払請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者 印

年 月 日付、商金発第 号で確定通知のあった 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金については、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

内訳 交付確定額 金 円
概算払済額 金 円
今回請求額 金 円

振込先口座	
金融機関名	本/支店名
種目	口座番号
普・当・他	
口座名義	

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者 印

年 月 日付、商金発第 号で交付決定のあった 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金については、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり概算交付をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 助成金概算交付申請額 金 円
- 2 助成金の概算交付申請理由
- 3 添付資料
市長が必要と認めるもの

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金概算交付決定通知書

商金発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金について、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第15条第3項の規定により下記のとおり概算交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金
- 2 助成対象事業費 円
- 3 助成金概算交付決定額 円

熊本市商店街等にぎわい創出支援事業
助成金概算支払請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者
印

年 月 日付、商金発第 号で概算交付決定があった 年度熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金については、熊本市商店街等にぎわい創出支援事業助成金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

振込先口座	
金融機関名	本/支店名
種目	普・当・他 口座番号
口座名義	